

平成25年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

国際経済法

Aは石油産出国であるが途上国であり、技術力および資本力が不足していたために、先進国Bの会社Xに、しかるべき対価を支払うことを条件として油田の開発権を与えた。しかし数年後、AはXのA国内におけるX現地法人を国有化することを決定した。

問1

国有化がなされたあとのAとBとのあいだに国際法上の問題が起きるとしたら、それはどのような性質のものであり、何が原因であって、どうしたら紛争が解決できるか？

問2

AとXとの間には一定の取極がなされていたわけだが、その取極は法的にどのような特殊性をもつものであり、もし合意事項について紛争が生じる場合、一般的にはどのような取扱いがなされるのが普通か？それは20世紀と、21世紀では違っているか？